

文部科学省 幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

令和3年度植草学園大学幼稚園教諭 免許法認定講習実施要項

受付開始日

令和3年8月2日(月)

本講習は、幼児教育コンソーシアム千葉大学・植草学園大学の下で実施されます。

本講習は、文部科学省の「幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業」の委託を受けて実施する講習です。

幼児教育の質の向上を図るためには、専門性の向上等を通じた教員の資質向上が重要です。本講習では、幼稚園教諭二種免許状を有する方を対象に、幼稚園教諭一種免許状を取得するために必要な単位を修得する機会を設け、その専門性のさらなる向上を図ります。

【新型コロナウイルス感染症対応について】

講習は募集定員を30名の「対面式」で実施します。ただし、講習当日に緊急事態宣言が再度発令されているなど、会場で実施できないことも想定されます。そのため、状況によって講習形態の変更（WEBでの遠隔授業）や講習中止となる場合があります。講習を受講する際は、植草学園大学ホームページで最新の情報を確認するようにしてください。

(植草学園大学ホームページ)

https://www.uekusa.ac.jp/education_research/kindergarten_teacher_license)

植草学園大学

「令和3年度植草学園大学幼稚園教諭免許法認定講習」 実施要項

1. 実施者

植草学園大学

※本講習は「幼児教育コンソーシアム千葉大学・植草学園大学」の下で実施されます。

2. 受講対象者

幼稚園教諭二種免許状を取得し、幼稚園教諭または保育教諭として5年以上の勤務経験を有する方。また原則として現在、県内の幼児教育の関連施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）に勤務している方（12ページのQ&A・Q1もご参照ください）。

3. 受講料

令和3年度は受講料を徴収しません。但し、以下については別途費用を負担して頂きます。

- 学力に関する証明書の郵送に必要な費用（レターパックプラス（赤色）1通）
- テキスト・資料代が別途必要となる場合
- 教員免許状更新講習との相互認定を希望する場合（1講習につき6,000円）と支払手数料（1回の支払につき200円）。

4. 受講申し込み期間

受講申し込み開始は、全科目共通です。開始日は植草学園大学ホームページ（https://www.uekusa.ac.jp/education_research/kindergarten_teacher_license）で確認してください。申込締切日は希望する科目のうち、最も早い開催日の15日前（必着）とします。

例1) 「幼児と環境」10/16(土)・17(日)を希望する場合、10/16(土)の15日前にあたる10/1(金)が申し込み締切日です。

例2) 「幼児と言葉」11/6(土)・7(日)と「保育内容指導法(造形表現)」11/13(土)・14(日)を希望する場合、11/6(土)の15日前にあたる10/22(金)が申し込み締切日です。

尚、教員免許状更新講習との相互認定を希望する場合も、同様の期間に申込を受け付けします。先着順に受理しますので、定員に達した講習は申込期間内であっても受け付けを

締め切ることがあります。

5. 受講可能な科目数・各科目での単位修得

令和3年度は、受講科目数の制限はありません。また単位修得に関して、各科目ともに当該単位の課程として定められた授業時間の5分の4以上出席し、かつ、試験またはレポート等による成績審査に合格した場合に1単位を認定します（教育職員免許法施行規則第38条）。

6. 受講の流れ

受付開始日 令和3年8月2日(月)

6-1. 受講の申し込み

①～③の申込書等を取り揃え、以下の申込先まで郵送してください。なお教員免許状更新講習としての認定（相互認定）を希望する場合は④もお送りください。
郵送以外の申し込みは受理しませんのでご注意ください。

【送付先】

〒264-0007 千葉市若葉区小倉町1639番3

植草学園大学 大学事務局学務課 幼稚園教諭免許法認定講習係

【申込書等】

- ① 令和3年度 植草学園大学幼稚園教諭免許法認定講習 申込書（申込書様式1）
- ② 令和3年度 植草学園大学幼稚園教諭免許法認定講習 受講決定通知書 兼 受講票（申込書様式2）
- ③ 返送用封筒（長形3号）…1枚
封筒には受講者の郵便番号・住所・氏名をご記入の上、94円分の切手を貼付して下さい
- ④ 令和3年度 植草学園大学幼稚園教諭免許法認定講習 教員免許状更新講習 相互認定申請書（申込書様式3）※教員免許状更新講習との相互認定を希望される方のみ

※申し込み書類における個人情報、本事業の講習手続き及び修了手続きのためのみに利用するものであり、他の目的での利用及び第三者へ提供することはありません。

※書類に不備がある場合（書類の不足・必要事項未記入、顔写真の未貼付等）、受理できませんので注意願います。

※メールアドレス、携帯電話番号は、緊急時の連絡等に使用しますので、英文字や判別しづらい記号（アンダーバーやハイフンなど）はわかりやすくご記入くださいますようお願いいたします。

6-2. 受講許可証の受理

申込書の受理後、「植草学園大学幼稚園教諭免許法認定講習 受講決定通知書 兼 受講票」(申込書様式2)をご自宅宛郵送します。「植草学園大学幼稚園教諭免許法認定講習 受講決定通知書 兼 受講票」(申込書様式2)は講習当日必ず持参し、受付で提示してください。

※受講申込の受理は、原則先着順とします。各講座とも定員になり次第締め切ります(情報は、植草学園大学ホームページに掲載します)。

※「植草学園大学幼稚園教諭免許法認定講習 受講決定通知書 兼 受講票」(申込書様式2)は、本講習開設の正式な認定を受けた後に発送するため、ご返送までに少々お時間をいただくことがあります。

6-3. 講習の受講

指定の受付時間内に受付場所までお越しいただき、講習を受講してください。

講座の初日には、学力に関する証明書送付用の「レターパックプラス(赤色)」をご持参ください。複数の科目を受講される方は、最初に受講する講座の初日にレターパックプラスを1通持参してください。全科目分の証明書をまとめて送付します。レターパックプラスには、以下の3点をあらかじめ記入してから持参してください。

【レターパックプラス 記入事項】

- ① お届け先：「郵便番号」「住所」「氏名(ふりがな付)」を記入
※レターパックプラスは郵便受けではなく対面でないと配達されません。
自宅・職場など、受け取る人がいる住所を記入してください。
- ② 品名：「書類」と記入
- ③ 保管用シール欄：シールをはがさないまま、受講者様の氏名を記入

6-4. 学力に関する証明書の受理

必要時間数を受講し、成績審査に合格した方には「学力に関する証明書」を発行します。「学力に関する証明書」は、提出されたレターパックプラスで送付します。なお発送期日は、すべての科目について原則令和4年2月中旬を予定しています。

7. 免許法認定講習の教員免許状更新講習との相互認定

本免許法認定講習で開講する科目は全て教員免許状更新講習として認定（相互認定）することができます。教員免許状の更新期間に該当していて相互認定を希望される方は、以下の事項①～③を踏まえてご検討いただき、「植草学園大学幼稚園教諭免許法認定講習教員免許状更新講習 相互認定申請書」（申込書様式3）を他の申込書とあわせて提出してください。

（ご参考）更新年限チェック（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm

- ① 教員免許状更新講習として認定できるのは、免許法認定講習1科目につき、教員免許状更新講習における「選択必修」科目または「選択」科目の講習6時間分です。なお免許法認定講習は2日間かけて実施します。両日とも受講し、試験等を通して免許法認定講習の単位を修得しないと、教員免許状更新講習と相互認定できませんのでご注意ください。

なお、いずれの科目も「教諭」（幼稚園教諭含む）を対象とした講習として開設認定を受けています。「養護教諭」「栄養教諭」の方はご注意願います。

- ② 教員免許状更新講習として相互認定を申請する際は、事前に「千葉県7大学コンソーシアム教員免許状更新講習システム」で受講者情報を登録し、取得した受講者IDを「植草学園大学幼稚園教諭免許法認定講習 教員免許状更新講習 相互認定申請書」（申込書様式3）の該当欄に記入してください。

千葉県7大学コンソーシアム 教員免許状更新講習システム URL

<https://www.kousinkousyu.jp/consortium-chiba/1/1020cir/siteTop/browse.action>

※他大学でも教員免許状更新講習を実施していて、類似のシステムを使用していることがありますが、他大学のIDでは予約が出来ません。IDの誤用にご注意ください（植草学園で開講する教員免許状更新講習の受講者IDは21kou~のように「kou」が付きます）。

※教員免許状更新講習の受講予約をする場合、通常はWebシステム上で各自予約を行っていただきますが、本講習で開講する科目を相互認定する場合には、Webシステム上で予約を行わず「植草学園大学幼稚園教諭免許法認定講習 教員免許状更新講習 相互認定申請書」（申込書様式3）を使って受講申し込みをしていただきます。

- ③ 教員免許状更新講習として相互認定を希望する場合には、教員免許状更新講習の受講料が必要です（1講習につき6,000円）。相互認定の申請をされた方には、払込票をお送りするので、払込票に記載された期日までに受講料の払込をお願いします。尚、支払手数料として1回の払込につき200円を申し受けます（相互認定を1科目希望された方には6,200円の払込票が届きます）。

8. 各科目の時間割

	09:00- 9:20	09:20- 09:30	09:30-12:30	12:30- 13:30	13:30-16:45
1日目	受付	ガイダンス	講義・演習①②	昼休憩	講義・演習③④
2日目	受付	ガイダンス	講義・演習⑤⑥	昼休憩	講義・演習⑦⑧ 【成績審査(試験等)を含む】

9. 開設科目概要（日程・定員・会場・講師）

全7講習の内、植草学園大学会場（T棟1階及びL棟1階）と千葉大学会場（西千葉キャンパス 教育学部4号館1階）でそれぞれ3科目を開講します。また、植草学園大学と千葉大学の両方で一日ずつ開講する科目が1科目あります。事前に地図（p.14-18を参照）でよく場所を確認した上でお越しください。

<h3>幼児と環境</h3>		日程	令和3年10月16日(土)-10月17日(日)
		定員	30名
概要	幼稚園教育要領の領域「環境」に関して、幼児の遊び・生活や発達における「環境」の意味や位置づけを理解し、幼児が好奇心や探求心を持って自ら関わっていくような環境構成に関する基本的な考え方を学ぶ。同時に、幼児期の身体的・認知的な発達や主体的・対話的な深い学びが実現する過程を踏まえ、幼児が自然と触れ合う中で様々な事柄を感じ、考えるような豊かな環境をデザインするための能力を高める。		
講師	植草一世（植草学園短期大学・教授）	会場	植草学園大学
教育職員免許法施行規則に定める科目区分等 （科目及び各科目に含める必須事項）		領域に関する専門的事項（環境）	
相互認定の際の「教員免許状更新講習」での科目区分		選択科目	
<h3>教育相談</h3>		日程	令和3年10月30日(土)-10月31日(日)
		定員	30名
概要	教育相談とは、幼児・児童・生徒が集団の中で適応的に生活する力の育成や、個性の伸長、人格の成長を支援する教育活動である。本科目では、個々の発達段階と心理的特性を理解し、登園しぶり・不登校・いじめといった学校適応上の課題を適切に捉え、子どもの育ちを支援するために必要な理論や方法について学ぶ。また、受講者同士の意見交換やグループワークなどの演習を通して、教育者、支援者としての自己を省察し、理解を深める。		
講師	笠井孝久（千葉大学・教授） 保坂 亨（千葉大学・教授） 磯邊 聡（千葉大学・准教授） 柴橋祐子（千葉工業大学・准教授）	会場	千葉大学 <講習会場にご注意ください>
教育職員免許法施行規則に定める科目区分等 （科目及び各科目に含める必須事項）		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の 理論及び方法	
相互認定の際の「教員免許状更新講習」での科目区分		選択必修科目	

幼児と言葉		日程	令和3年11月6日(土)-11月7日(日)
		定員	30名
概要	幼稚園教育要領の領域「言葉」に示されたねらい及び内容について専門的知識・技能を修得することを目的とする。受講者同士の意見交流やグループワークを交えながら、幼児の言葉の発達の特徴や主体的・対話的な深い学びが実現する過程を踏まえ、保育における子どもの言葉の発達を支えるための理論的・実践的な援助について理解を深める。		
講師	栗原ひとみ (植草学園大学・教授)	会場	植草学園大学
教育職員免許法施行規則に定める科目区分等 (科目及び各科目に含める必須事項)		領域に関する専門的事項 (言葉)	
相互認定の際の「教員免許状更新講習」での科目区分		選択科目	
保育内容指導法 (造形表現)		日程	令和3年11月13日(土)-11月14日(日)
		定員	30名
概要	幼稚園教育要領の領域「表現」に関して、特に造形に焦点を当てながら、幼児の生活や発達と関連付けながら、実際に造形活動を行い、子どもの造形活動に対する基本的姿勢を学ぶ。同時に、幼児が造形表現活動で用いる材料や道具、方法を用い、幼児の造形表現での基本的な表現技法演習を通して、技術や活用方法を習得し、幼児の表現活動を支えるための応用力を高める。		
講師	榎 英子 (淑徳大学・教授) 小橋 暁子 (千葉大学・准教授)	会場	千葉大学 <講習会場にご注意ください>
教育職員免許法施行規則に定める科目区分等 (科目及び各科目に含める必須事項)		保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	
相互認定の際の「教員免許状更新講習」での科目区分		選択科目	
保育内容指導法 (音楽表現)		日程	令和3年11月20日(土)-11月21日(日)
		定員	30名
概要	幼稚園教育要領の領域「表現」に関して、特に音楽的表現に焦点を当て、幼稚園での音楽活動が保育者の音楽能力・音楽活動の影響を多く受けることを認識し、保育者がどのように幼児の表現活動を引き出すかを、情報機器を用いたグループワークで考える。また、幼稚園教育要領等に基づき、音楽環境について考察し、その援助・支援を学ぶ。さらに、様々な音楽表現活動を観察し学び、受講者自身の音楽経験を豊かにし、体験を通して創作活動へと展開する。		
講師	高木夏奈子 (植草学園大学・教授) 駒 久美子 (千葉大学・准教授)	会場	11月20日(土) 植草学園大学 11月21日(日) 千葉大学 <講習会場にご注意ください>
教育職員免許法施行規則に定める科目区分等 (科目及び各科目に含める必須事項)		保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	
相互認定の際の「教員免許状更新講習」での科目区分		選択科目	

特別なニーズ教育の基礎と方法		日程	令和3年11月27日(土)-11月28日(日)
		定員	30名
概要	一人一人の幼児，児童の特別な教育的ニーズにしっかり応えていくことが，今日の幼児教育の場において強く求められている。障害や様々な困難を抱えた幼児，外国にルーツのある幼児など，幼児教育の場で特別な教育的ニーズのある幼児，児童にどのように対応していけばよいかの基礎を学ぶとともに，インクルーシブな保育のための具体的な支援の方法や配慮点について学ぶ。		
講師	渡邊 章（植草学園大学・教授） 相磯友子（植草学園短期大学・准教授）	会場	植草学園大学
教育職員免許法施行規則に定める科目区分等 （科目及び各科目に含める必須事項）		特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解	
相互認定の際の「教員免許状更新講習」での科目区分		選択科目	
保育者論		日程	令和3年12月4日(土)-12月5日(日)
		定員	30名
概要	わが国における幼児教育や幼稚園教員の社会的意義を理解するとともに，幼児教育の最新の動向を踏まえ，幼稚園教員に求められる役割や資質能力について理解を深める。また教員研修や制度上の位置付け，服務上・身分上の義務及び身分保障について具体的に理解する。さらに，園内外の教職員や専門家とチームとして課題に対応する重要性について理解し，対応力を高める。		
講師	富田久枝（千葉大学・特命教授）	会場	千葉大学 <講習会場にご注意ください>
教育職員免許法施行規則に定める科目区分等 （科目及び各科目に含める必須事項）		教職の意義及び教員の役割・職務内容 （チーム学校運営への対応を含む。）	
相互認定の際の「免許状更新講習」での科目区分		選択科目	

10. 留意事項

講習の中止について

1. 要項発行時点で予期されていない電力使用の制限または緊急事態宣言の発令等により、会場の利用ができない等の事態が生じた場合には、開講できなくなる可能性があります。ご了承ください。その際は個別の通知は行わず、植草学園大学ホームページ上にてお知らせしますので、定期的な確認をお願いいたします。千葉大学教育学部ホームページにも本講習の実施の案内等を掲載しますが、詳細は全て植草学園大学ホームページをご覧ください。
2. 自然災害・事故・感染症及び交通機関のストライキ等に伴う授業の取り扱いは、以下の通りとします。
 - (1) 自然災害・事故及び交通機関のストライキ等に伴い、最寄り駅（植草学園大学で実施の場合は J R 都賀駅と千葉都市モノレール千城台北駅。千葉大学で実施の場合は J R 西千葉駅と京成みどり台駅）を運行する全線の列車が運行停止となり、午前 6 時 30 分までに運行しない場合は、開講予定の講座を取りやめます。
 - (2) 台風等により、気象庁から千葉市に「暴風警報」（以下「警報」という）が発令された場合。
 - (ア) 午前 6 時 30 分までに警報が解除されない場合は、開講予定の講義を取りやめます。
 - (イ) 授業の開始後、警報が発令された場合は、当日のその後の講義を取りやめます。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が再度発令されているなど、会場で実施ができない場合には、講習形態の変更（オンライン授業）や講習中止となる場合があります。講習を受講する前は必ず植草学園大学ホームページで最新の情報をご確認ください。
 - (ア) 相互認定を希望している場合で、遠隔での受講が難しい場合は事前に受講のキャンセルを申し出ただけであれば受講料を返金します。なお返金にかかる費用は受講者様負担とします。
 - (イ) 受講当日は、受講者間の距離をできるだけ離して着席してください。また、講師及び受講者ともにマスク、フェースシールドを着用していただきます。
 - (ウ) 講習当日インフルエンザ、麻疹、水痘、新型コロナウイルス等により患っている場合や、新型コロナウイルス感染症のために自宅待機になっている場合は受講できません。

講習当日の緊急連絡先について

講習当日に緊急に連絡が必要な場合（講習の遅刻・欠席など）は、受講する講習の実施会場をご確認の上、以下のいずれかにご連絡ください：

植草学園大学会場：043-233-9187 千葉大学会場：043-290-2666

持ち物について

講習当日は以下の(1)～(3)をご持参ください。

- (1) 「植草学園大学幼稚園教諭免許法認定講習 受講決定通知書 兼 受講票」(申込書様式 2)
- (2) 筆記用具
- (3) レターパックプラス (講習初日のみ。必要事項記入済のもの※4 ページ参照)

をお持ちください。

その他、講習で必要なものや諸連絡がある場合は植草学園大学ホームページ上でお知らせいたします。受講当日まで、定期的にご確認くださいますようお願いします。

受付について

全ての講習において、会場入室前に受付と体温測定をしていただきます。受付では「植草学園大学幼稚園教諭免許法認定講習 受講決定通知書 兼 受講票」(申込書様式 2)をご提示ください(会場変更する際はホームページでお知らせします)。

昼食について

昼食等は各自ご持参ください。また、弁当等のごみはお持ち帰りください。

植草学園大学・千葉大学の構内には食堂・売店がありますが、土日祝日等は営業していません。

駐車場について

植草学園大学会場(小倉キャンパス)は駐車場を利用することができます。千葉大学会場(西千葉キャンパス)は駐車場が利用できません。公共交通機関をご利用のうえ、ご来場ください。なお、植草学園大学会場ご利用の際の駐車場内事故について植草学園大学は免責とします。

受講辞退について

受講決定後、受講をキャンセルする場合には、「辞退届様式」を郵送してください。

※直前の場合はメール連絡をお願いします。E-mail:manabi-uekusa-yn1@uekusa.ac.jp

受講上特別な配慮を希望する場合について

植草学園大学・千葉大学では、身体に障害がある方、及び、怪我・病気により、講習受講上特別な配慮を必要とする方には、可能な限り支援させていただきたいと考えております。しかし、支援の内容によっては、準備のためかなりの日数を要することや、残念ながら十分な支援ができないことも考えられます。そのため植草学園大学・千葉大学では、お申し込み前にご相談いただき、担当講師や事務部門と協議のうえ、対応を決定することといたしました。

本講習の受講を希望する方で、障害(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱等)その他の理由により受講上特別な配慮を希望する方は、当該講習の2か月前までに電話またはメールにてお申

し出ください。また、日常的に補聴器、松葉杖及び車椅子等を使用している方で希望する配慮等があれば、お申し出ください。なお、お申し出の時期や支援内容、本学の設備によっては、ご希望に沿うことができない場合がありますのでご了承ください。

<本件の担当>

植草学園大学 大学事務局学務課 幼稚園教諭免許法認定講習係

Tel : 043-233-9187 [平日 09:30-17:00] E-Mail : manabi-uekusa-yn1@uekusa.ac.jp

免許状の取得や申請の条件に関する質問について

免許状の申請や取得の条件等に関するご質問について、本学や千葉大学教育学部では対応できません。所属園・校の管理職の方を通じて、千葉県教育庁教育振興部教職員課免許班にお問い合わせさせていただきますよう、お願いいたします。

その他

植草学園大学ホームページ上でお知らせした内容は、周知したものとして取り扱いますので、定期的に確認してください。

1. 幼稚園教諭一種免許状を取得した場合、教員免許状更新講習の受講を延期することが可能です。ただし、延期するには申請が必要です。詳しくは、千葉県教育委員会のホームページ等でご確認ください。（「教育職員免許法平成19年改正法附則第二条第四項」、「教育職員免許法平成20年改正試行規則附則第七条第二項第一号」）
2. その他、本事業に関わるご不明の点は、メール（manabi-uekusa-yn1@uekusa.ac.jp）か、電話（043-233-9187 [平日 09:30-17:00]）により、幼稚園教諭免許法認定講習係までお問い合わせください。

Q & A

Q1. 幼稚園教諭二種免許を持っており、現在「保育士」として勤務する場合は受講できますか？ また、勤務先が認可園でなくても受講できますか？

⇒ A1. いずれの場合も、本講習を受講することは可能です。ただし、幼稚園教諭一種免許状への上進に必要な経験年数は「幼稚園教諭免許状を用いて勤務した経験年数」であり、保育士としての経験年数はカウントされません。また、免許状の上進申請の際には、経験年数の確認のために、過去・現在の「幼稚園教諭・保育教諭として勤務していた勤務先」での証明が必要です。ご自分の勤務経験や勤務形態が上進基準を満たしているかの詳細は、各都道府県の教育委員会等（千葉県での免許申請の場合は千葉県教育庁教育振興部教職員課免許班）にお問い合わせ下さい。

Q2. 免許法認定講習を受講すると、教員免許状更新講習を受講したことになりますか？

⇒ A2. 免許法認定講習と教員免許状更新講習は別のものです。しかし、事前申請を行うことによって、本講習の「教育相談」は**教員免許状更新講習の選択必修領域**の科目として、「幼児と環境」「幼児と言葉」「保育内容指導法（造形表現）」「保育内容指導法（音楽表現）」「特別なニーズ教育の基礎と方法」「保育者論」は**教員免許状更新講習の選択領域**の科目として相互認定することができます。さらに、一種免許状へ上進した場合、教員免許の有効期間が再度10年間に延長されます。

Q3. 幼稚園教諭一種免許の取得のためには何単位必要でしょうか？ また、全ての科目（単位）は植草学園大学・千葉大学で受講しなくてはならないのでしょうか？

⇒ A3. 学位や勤務経験年数によって、幼稚園教諭一種免許状への上進に必要な単位数が異なります。たとえば、短期大学卒業で幼稚園教諭二種免許状を有しており、12年以上の勤務経験を持つ方は10単位が、10年の勤務経験を持つ方は20単位が必要です。

また、全ての単位を植草学園大学・千葉大学の認定講習で修得しなくても大丈夫です。他の大学・教育委員会等が行なう認定講習での単位と合わせて、複数年をかけて必要な単位数を修得してください（認定講習での修得単位には有効期限はありません）。

必要な単位数等に関する詳細は、各都道府県の教育委員会のホームページ等をご参照下さい。

（千葉県教育委員会ホームページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/menkyo/menkyoshutoku.html>

Q4. 受講料はいくらですか？

⇒ A4. 本年度は文部科学省の委託事業であることから、受講料は徴収しません。ただし、科目によってはテキスト代・材料費等をいただく場合があります（この場合は、別途連絡します）。また、教員免許状更新講習として申請する場合は、1 講習（6 時間分）につき、別途受講料と支払手数料が必要です。

Q5. 幼稚園教諭一種免許を取得するメリットは何ですか？

⇒ A5. 幼稚園教諭一種免許状を取得することにより、質の高い幼児教育を行なうための専門性の向上や、園運営の改善、中堅教諭のキャリアアップやスキルアップにつながるなどが期待されます。また、教育職員免許法（第9条の5）では、二種免許状を一種免許状にするよう努めることが定められています。さらに、一種免許状へ上進した場合、教員免許状の有効期間が再度 10 年間に延長されます。

植草学園大学：交通アクセス



【各路線 千葉駅から】

千葉駅東口ちばフラワーバス 11 番乗り場より
 「植草学園大学」行きバス約 35 分（都賀駅経由）
 千葉駅～植草学園（片道料金：IC カード／現金 ともに 390 円）

※日曜日はバスの運行はありません。千葉都市モノレールをご利用ください。



【J R 都賀駅から】

都賀駅東口ちばフラワーバス 4 番乗り場より
 「植草学園大学」行きバス約 15 分
 都賀駅～植草学園
 （片道料金：IC カード 227 円／現金 230 円）

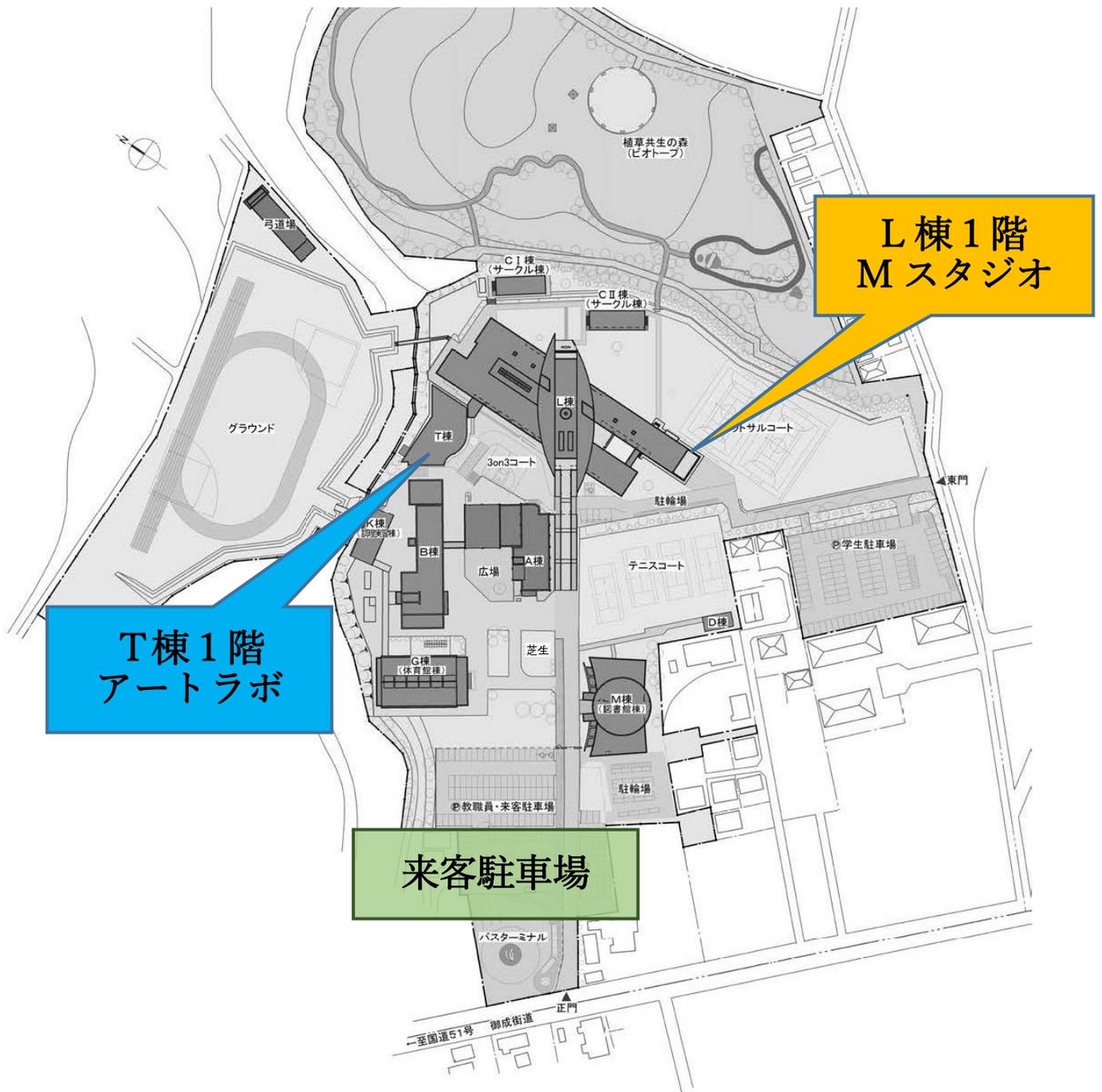
※日曜日はバスの運行はありません。千葉都市モノレールをご利用ください。



【千葉都市モノレール 千城台北駅から】

徒歩約 10 分

植草学園大学：キャンパスマップ

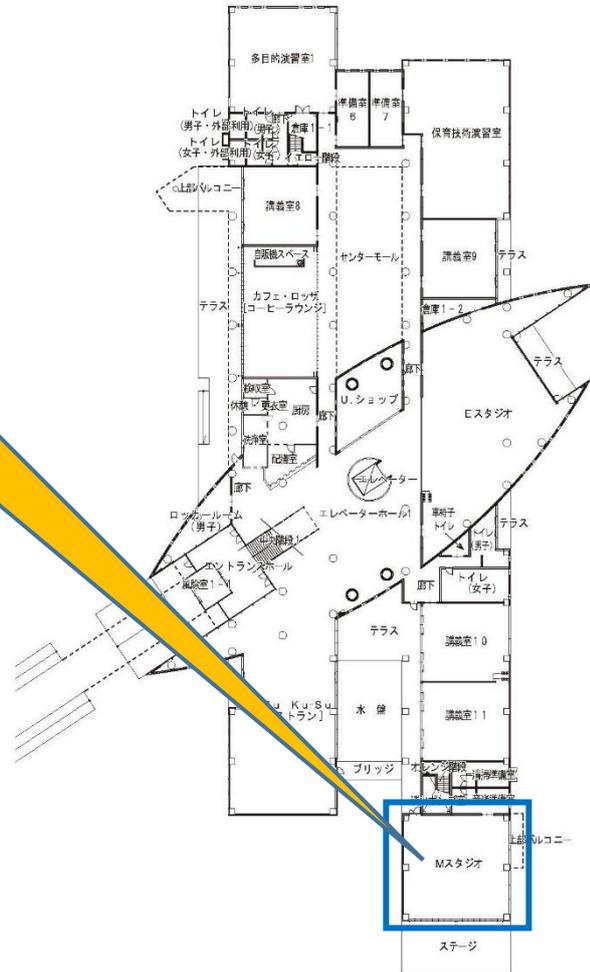


植草学園大学会場
当日緊急連絡先
043-233-9187

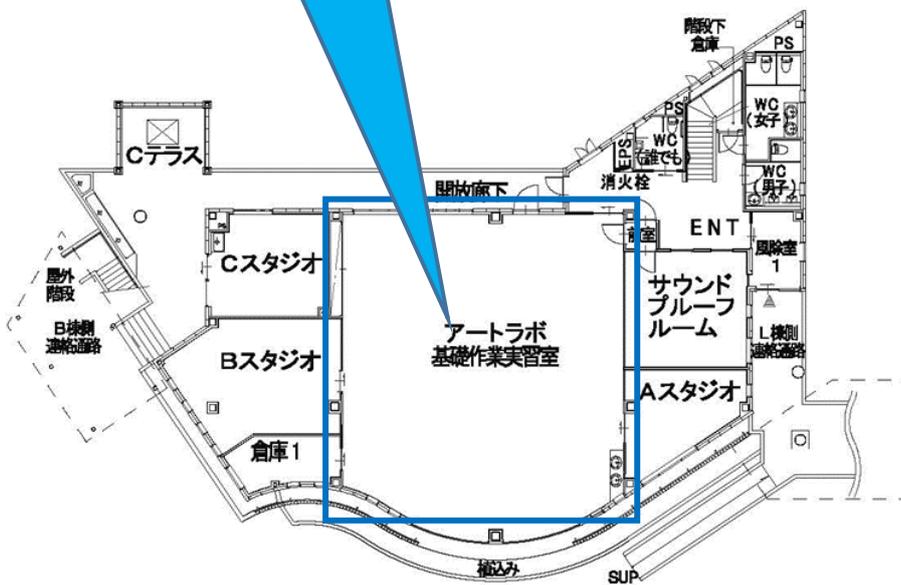
植草学園大学：講習会場詳細



**L棟1階
Mスタジオ**



**T棟1階
アートラボ**



千葉大学 西千葉キャンパス：交通アクセス



- ・JR 西千葉駅より西千葉キャンパス南門まで徒歩約 2 分
- ・京成みどり台駅より西千葉キャンパス正門まで徒歩約 7 分
- ・千葉都市モノレール天台駅より北門まで徒歩約 10 分

